

フォローアップ調査(平成24年4月)一覧表

目次

	頁
・「明日の安心と成長のための緊急経済対策」 (平成21年12月8日閣議決定)中の「6(1)①制度・規制改革」	… 8
・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)	… 13
・「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」 (平成22年9月10日閣議決定)中の「日本を元気にする規制改革100」別表1及び2	… 31
・「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」 (平成22年10月8日閣議決定)中の「規制・制度改革」別表1及び2	… 49
・「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)	… 55
・「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日閣議決定)	… 97

<各評価等の項目数> *各評価の意味は、次ページ参照。

- ・○ : 計 271 項目
 - ・◇ : 計 5 項目(含む所管府省と合意に至らなかったもの3項目)
 - ・△ : 計 134 項目(同13項目)
 - ・× : 計 0 項目
- 総計 410 項目

- ・規制・制度改革委員会としての「問題意識」を付したもの : 計 144 項目
- ・規制・制度改革委員会としての「指摘事項」を付したもの : 計 65 項目

- (○) 閣議決定の内容等に応じて対応が行われ、事案そのものが既に解決したもの※¹
- (◇) 閣議決定では事案そのものの解決が求められていたものの、解決していないもの※²
- (△) 閣議決定のとおり検討や論点整理が行われたもの※³
- (×) 閣議決定のとおり検討や論点整理が行われていないもの※⁴

【注（解釈）】

- ※1 閣議決定を受けて、検討や論点整理だけでなく、何らかの措置が行われ、事案そのものが既に解決したもの
- ※2 閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、結論として当面は特段の措置は行わないとされたもの
- ※3 閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、更なる検討が行われているなど、引き続き何らかの動きが見込まれるもの
- ※4 閣議決定を受けても、検討や論点整理が行われていないもの

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期						
○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革	(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革 ・利用者事業者間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。本件については、同基本制度の中で、 ①契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とすること ②例外のない保育の保障の観点から市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとすること ③給付については保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため法定代理受領の仕組みとすること ④価格設定については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として算定すること等 が明記されたところ。 また、この「子ども・子育て新システムに関する基本制度」に基づき、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定め、これに基づき平成24年3月、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。		△	○法律施行までフォローする必要がある。	

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期							
	(イ)イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進 ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等がとりまとめられた。本件については、同基本制度の中で質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることとされ、指定制度の導入を実施することが明記されたところ。 また、この「子ども・子育て新システムに関する基本制度」に基づき、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定め、これに基づき平成24年3月、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。			△	○法律施行までフォローする必要がある。	

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期						
	<p>・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。</p>	<p>新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。本件については、同基本制度の中で、 ①施設整備費については、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付を設定することにより、施設整備を支援する。 ②運営費の使途範囲については、こども園給付(仮称)については他会計への繰り入れや余剰金の配当に関する法的な規制は行わない。 ③会計基準については、法人種別に応じた会計処理方式とし、資金の流れが分かるよう、部門ごとの会計状況が明確になるような仕組みを設ける。 ことが明記されたところ。 また、この「子ども・子育て新システムに関する基本制度」に基づき、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定め、これに基づき平成24年3月、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。</p>		△	<p>○法律施行までフォローする必要がある。</p>	

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期						
	(ウ) 幼保一体化の推進 ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。本件については、同基本制度の中で、 ○給付システムの一体化 ①地域における学校教育・保育の計画的整備(市町村新システム事業計画(仮称)の策定) ②多様な保育事業の量的拡大(指定制度の導入) ③給付の一体化及び強化(こども園給付(仮称)の創設) ○施設の一体化(総合施設(仮称)の創設) が明記されたところ。 また、この「子ども・子育て新システムに関する基本制度」に基づき、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定め、これに基づき平成24年3月、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。		△	○法律施行までフォローする必要がある。	

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期						
○ 環境・エネルギー分野での制度・規制改革	(ア) 森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備 ・ 路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)	早急に検討に着手し、22年度中に結論を得る。	農林水産省	※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-20を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前倒し)				
	(イ) 新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応 ・ 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当	太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部について、年度内に速やかに結論を得る。	経済産業省	工場立地法では、特定工場の新增設の際に一定比率以上の環境施設(緑地を含む)を整備することを求めている。平成22年1月から平成22年3月にかけて開催された産業構造審議会工場立地法検討小委員会で検討した結果、緑地は、アメニティ効果や景観向上効果などの様々な効果を有することから、太陽光発電施設を緑地に加えることは適当ではないものの、緑地以外の環境施設に位置づけることが適当との結論に至った。同小委員会の検討結果を踏まえ、「工場立地法施行規則」(昭和49年3月29日 大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令 第1号)を改正し、太陽光発電施設を緑地以外の環境施設として位置づけた。(平成22年6月30日施行)		○		
	・ 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し	工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。	経済産業省	「工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否か」に関しては、発電出力300kW未満かつ最高使用圧力が2メガパスカル未満等の汽力発電設備については、工事計画の届出及びボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするよう、「電気事業法施行規則」(平成7年10月18日通商産業省令第77号)を改正。平成23年3月14日に公布・施行済み。 「地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできる限り早期に開始する。」とされた部分については、平成21年度中に技術的検討を開始し、平成22年度に調査を実施、その成果を踏まえ、媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画の届出を不要とするように、電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号)等を改正する省令等が公布・施行された。(平成24年4月17日施行)		○		